

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、石井常勤委員より本日、公開草案の議決を予定している旨が説明された。

引き続き小賀坂専門委員より会計基準案及び適用指針案について前回委員会からの変更点について説明がなされた。

説明がなされた主な項目については以下のとおりである。

- ・ コメントの募集期間を平成19年1月29日(月)までの約1ヶ月間とする。今回の公開草案は試案の内容を大きく変更するものではなく、主として適用時期について問うものであるため、コメント募集期間は1ヶ月としている。
- ・ 新たに、コメント募集の文案に「当委員会が公表した他の会計基準の修正」を付け加えている。
- ・ 適用時期については、平成20年4月1日以降開始する事業年度としている。これに対し、前回委員会では他の基準等の適用時期の状況も踏まえ、慎重に検討することが望ましいとの意見が表明されているが、その意見については、結論の背景に記載している。
- ・ 平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用(早期適用)する場合、中間連結会計期間及び中間会計期間には適用しないことができ、中間・期末の首尾一貫性の注記は不要としている。

これらに関連し、委員から主として下記のような意見があった。

- ・ 適用時期については、他の基準等の適用時期の状況も踏まえ、慎重に検討することが望ましいとの意見があった。
- ・ 借手及び貸手の適用初年度の取扱いにおいて、会計基準適用初年度開始前のリース取引について期首に影響が生じない方法を採用するケースで、原則的な方法により処理した場合の期首の影響額に重要性があるときには、一定の注記をすることとしているが、実務負担を考慮したとき検討の余地があるではないかとの意見があった。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者12名全員の賛成により、本公開草案の公表が承認された。

以上